

独立行政法人福祉医療機構業務方法書変更の概要

今回の業務方法書の変更は、以下の点につき改正を行うものである。

1. 平成 23 年度予算に係る福祉医療貸付事業の融資条件等の変更
2. 助成事業に係る対象等の変更
3. 出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の措置期間延長

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

1. 福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

◆ 共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所に係る貸付けの相手方の拡大

共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）について、貸付けの相手方を次表のとおり改める。

【第 6 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付けの相手方	○ 社会福祉法人 ○ 一般財団法人、一般社団法人 ○ 特例民法法人 ○ 医療法人 ○ <u>NPO</u>	○ 社会福祉法人 ○ 一般財団法人、一般社団法人 ○ 特例民法法人 ○ 医療法人 ○ <u>NPO（消防用設備に限る）</u>

◆ 老朽民間社会福祉施設整備計画及び地すべり防止危険箇所等危険区域に所在する施設の移転整備計画に基づく施設の設置資金に係る優遇措置（継続）

平成 22 年度までとされていた「老朽民間社会福祉施設整備計画及び地すべり防止危険箇所等危険区域に所在する施設の移転整備計画に基づく施設の設置資金に係る優遇措置（貸付利率を無利子とするもの）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【第 8 条及び第 12 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	<u>平成 27 年度まで</u>	<u>平成 22 年度まで</u>

◆ 耐火構造を有する特別養護老人ホーム等に係る償還期間等の延長

耐火構造を有する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスについて、設置・整備資金及び土地取得資金の償還期間を次表のとおり改める。

【第 16 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
償還期間	<u>30 年以内</u>	<u>25 年以内</u>

◆ 広域型特別養護老人ホーム等に係る貸付金の限度額の引き上げ

一般財源化された（国庫補助金を廃止し、地方交付税で措置されることとなった）広域型特別養護老人ホーム、広域型ケアハウス及び養護老人ホームの改築に係る貸付金の限度額を次表のとおり改める。

※広域型施設：入所定員が 30 名以上の施設

【第 17 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	100 分の 90	100 分の 75

◆ DV 被害者を一時保護するための居室を整備する母子生活支援施設に係る貸付金の限度額の引き上げ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者（DV 被害者）の一時保護委託のための居室を整備する母子生活支援施設について、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条及び別表 10 関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	100 分の 80	100 分の 75

◆ 災害復旧等のための整備事業に係る融資条件の変更

1. 償還期間等の延長

災害又は感染症が発生したことに伴い融資する経営資金について、償還期間及び据置期間を次表のとおり改める。

【第 16 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
償還期間	災害又は感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合にあっては、機構の理事長が別に定める。※	5 年以内
据置期間		6 月以内

※償還期間を 10 年以内、据置期間を 1 年以内とする予定

2. 貸付金の限度額の引き上げ

災害復旧のための整備事業について、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条及び附則第 6 条関係】

区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	機構の理事長が別に定める。※	平成 20～22 年度までの間 100 分の 75～80

※貸付金の限度額を 100 分の 90 とする予定

◆ 地震防災対策に係る改築・改修事業に係る貸付金の限度額の引き上げ

地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の規定により実施する木造施設の改築又は改修事業について、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条及び附則第 6 条関係】

区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	機構の理事長が別に定める。※	平成 20～22 年度までの間 100 分の 75～80

※貸付金の限度額を 100 分の 80 とする予定

◆ 環境・エネルギー対策に係る整備事業に係る貸付金の限度額の引き上げ

木造施設及び省エネルギー効果が 25%以上の設備に係る整備事業について、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	機構の理事長が別に定める。※	100 分の 70～80

※貸付金の限度額を 100 分の 90 とする予定

◆ 石綿除去等のための整備事業等に係る優遇措置（継続）

平成 22 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例（貸付対象施設に軽費老人ホーム A 型及び B 型を追加し、貸付金の限度額を 75～80%とするもの）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 5 条及び第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 23 年度まで	平成 22 年度まで

◆ 保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業に係る優遇措置（継続）

平成 22 年度までとされていた「保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業に係る貸付金の限度額の特例（貸付金の限度額を 90%とするもの）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 14 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年度まで	平成 22 年度まで

◆ 貸付金の限度額の引き下げ

1. 障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設に係る貸付金の限度額の引き下げ

障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項、第 48 条及び第 58 条第 1 項の規定により、なお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設及び知的障害者援護施設に係る貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条、附則第 6 条及び第 7 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	<u>100 分の 50</u>	<u>100 分の 70</u>

※ 障害者の就労支援事業に係る貸付金の限度額については「100 分の 90」、地震防災対策のための改築又は改修事業並びに石綿の除去等のための整備事業に係る貸付金の限度額については、「100 分の 80」、災害復旧のための整備事業に係る貸付金の限度額については、「100 分の 90」とする。

2. 身体障害者福祉センター等に係る貸付金の限度額の引き下げ

身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、盲人ホーム、地域福祉センター及び障害者生活支援センターに係る貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条及び別表 9 関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	<u>100 分の 70</u>	<u>100 分の 75</u>

※ 障害者の就労支援事業に係る貸付金の限度額については「100 分の 90」、地震防災対策のための改築又は改修事業並びに石綿の除去等のための整備事業に係る貸付金の限度額については、「100 分の 80」、災害復旧のための整備事業に係る貸付金の限度額については、「100 分の 90」とする。

◆ 貸付対象施設の縮小

貸付対象施設から児童遊園を除く。

【第 4 条関係】

2. 医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

◆ 社会医療法人が貸付けの相手方となる医療関係施設に係る融資条件の変更

社会医療法人が貸付けの相手方となる医療関係施設について、貸付金の使途及び貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 23 条及び第 26 条関係】

区分	【新】	【旧】
乙種増改築資金に係る貸付金の使途 (病院及び有床診療所)	○ 甲種増改築資金に該当しない病院又は有床診療所の建築資金 ○ <u>社会医療法人が当該病院の用に供するための土地取得資金</u>	甲種増改築資金に該当しない病院又は有床診療所の建築資金
貸付金の限度額	<u>100 分の 90</u>	<u>100 分の 80</u>

◆ 医療機関の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置

医療機関の耐震化整備に係る融資条件の特例（利率を引き下げ、貸付金の限度額を 90%とするもの）について、優遇措置の適用期間（貸付利率）、貸付金の使途及び貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 23 条、第 26 条及び附則第 19 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間 (貸付利率)	<u>平成 24 年 3 月 31 日まで</u>	<u>平成 23 年 3 月 31 日まで</u>
貸付金の使途 (土地取得資金)	未耐震の医療機関が行う耐震化整備に係るものであって、当該病院の用に供するためのもの	当該施設の用に供するための土地取得資金（ <u>甲種増改築資金に限る</u> ）
貸付金の限度額	<u>機構の理事長が別に定める。※</u>	<u>100 分の 90</u>

※貸付金の限度額を 100 分の 95（乙種増改築資金に係る土地取得資金については、100 分の 95 又は 30 億円若しくは増収効果額）とする予定

◆ 耐火構造を有する病院及び介護老人保健施設に係る償還期間等の延長

耐火構造を有する病院及び介護老人保健施設について、新築資金及び増改築資金等の償還期間を次表のとおり改める。

【第 25 条、第 27 条及び附則第 18 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
償還期間	<u>30 年以内</u>	<u>25 年以内</u>

◆ 地球温暖化対策施設整備事業に係る貸付金の限度額の引き上げ

地球温暖化対策施設整備事業について、貸付金の限度額を 90%に引き上げるのに伴い、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 26 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	100 分の 90	100 分の 80

◆ 病院に係る機械購入資金の追加

病院に係る機械購入資金について、貸付金の使途、融資期間及び貸付金の限度額を次表のとおりとする。

【第 23 条、第 25 条及び第 26 条関係】

区分	【新設】
貸付金の使途	民間金融機関が融資しない高額な医療機器
融資期間	5 年以内（先進医療に使用する機械を購入する資金は 10 年以内）
貸付金の限度額	100 分の 80 又は 7 億 2 千万円のいずれか低い額

◆ 感染症等の発生に伴う長期運転資金の追加

感染症等の発生に伴い必要となる長期運転資金について、貸付金の使途を次表のとおりとする。

【第 23 条関係】

区分	【新設】
貸付金の使途	<u>感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したことに伴い必要なもの</u>

◆ 石綿除去等のための整備事業等に係る優遇措置（継続）

平成 22 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例（貸付金の限度額を 85%とするもの）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 23 年度まで	平成 22 年度まで

◆ 金融機関との取引状況悪化に係る経営安定化資金の優遇措置（継続）

平成 23 年 3 月 31 日までとされていた「金融機関との取引状況の変化で資金繰りに困難を来している病院へ貸し付ける貸付金に係る償還期間及び貸付金の限度額の特例（償還期間を 10 年以内、貸付金の限度額を 7 億 2 千万円以内とするもの）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 15 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 24 年 3 月 31 日まで	平成 23 年 3 月 31 日まで

◆ 貸付対象施設の縮小

貸付対象施設から、医療従事者養成施設のうちあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師を養成する施設を除く。

【第 22 条関係】

3. 助成事業の対象変更等に係る改正

◆ 助成対象事業及び対象者の変更

助成対象事業及び対象者を次表のとおり改める。

【第 32 条関係】

【新】	【旧】
社会福祉振興事業を行う者に対する助成の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次に掲げるものを行う者とする。 ① 福祉活動・社会参加促進活動支援事業 ② 地域連携活動支援事業 ③ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	社会福祉振興事業を行う者に対する助成の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次に掲げるものを行う者とする。 ① <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業</u> ② <u>社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業</u> ③ <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業</u>

◆ 調査研究等の業務の変更

調査研究等の業務を次表のとおり改める。

【第 36 条関係】

【新】	【旧】
社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修の業務は、 <u>第32条各号に掲げる助成対象事業の推進を図るために必要なものとする。</u>	社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修の業務は、 <u>次に掲げる業務とする。</u> ① <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業の推進を図るために必要な調査研究等</u> ② <u>社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業の推進を図るために必要な調査研究等</u> ③ <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業の推進を図るために必要な調査研究等</u>

4. 出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の措置期間延長

◆ 出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の特例

出産育児一時金等に係る直接支払制度の適用猶予期間が平成24年3月末まで延長されることに伴い、平成22年3月31日までとされていた「出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の貸付け（利率を引き下げ、経営安定化資金の対象に助産所を追加するもの）」について、対象期間を次表のとおり改める。

【附則第16条関係】

区分	【新】	【旧】
対象期間	平成24年3月31日まで	平成23年3月31日まで

5. その他所要の改正

◆ その他所要の改正を行う。

【第4条、附則第8条、第9条、第17条及び第20条から第24条関係】